

非常用発電機室の通風に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船検査要領

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則及び IACS 統一規則 M75 では、非常用発電機室の通風の要件を規定しており、当該要件は既に本会規則に取入れられている。

SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則では、非常用発電機室に固定式ガス消火装置が装備されない場合、閉鎖手段を有しない空気取り入れ口が設置可能な旨規定している。一方で、IACS 統一規則 M75 では、非常用発電機室の通風閉鎖手段の要件が規定されており、当該閉鎖手段は通常備えられえるものとしている。

このため IACS は、統一規則 M75 の適用について SOLAS 条約との整合性を図るべく、本統一規則の適用を明確になるよう改め、2021 年 1 月に統一規則 M75(Rev.1) として採択した。

このため、IACS 統一規則 M75(Rev.1)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

非常用発電機室の通風閉鎖手段について満足するべき要件が、当該閉鎖手段を設置した場合にのみ適用される旨明確にした。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

1 章 通則

1.3 機関に対する一般要件

1.3.5 機関区域の通風装置*

-2.を次のように改める。

-2. 非常用発電機室に閉鎖することができる通風用のルーバを取り付ける又は場合及び非常用発電機室の通風筒に閉鎖装置を取り付ける場合には、当該ルーバ又は閉鎖装置は、次の(1)から(4)の要件に適合しなければならない。

- (1) ルーバ及び閉鎖装置は、手動操作又は動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるものとして差し支えないが、火災の状態においても操作可能なものとする。
- (2) 手動操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)及び(b)に適合すること。
~~(a) ルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態において常時開放された状態とすることしなければならない。~~
~~(b) ルーバ及び閉鎖装置の手動操作を行う場所には、操作の手引きとなる情報を記した銘板を備えることなければならない。~~
- (3) 動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)から(c)に適合すること。
~~(a) ルーバ及び閉鎖装置は、故障した際に開の状態になるものとするのでなければならない。~~
~~(b) ただし、動力により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態においては閉の状態として差し支えない。~~
~~(c) また、動力により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、非常用発電機の始動及び作動時に自動的に開の状態になるものとするのでなければならない。~~
- (4) 閉鎖することができる通風用の開口、ルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)から(c)に適合すること。
~~(a) 通風用の開口は、手動操作により閉鎖することができるものとし、当該手動操作を行う場所は、非常用発電機室の外部の安全な場所であって明確に標示され、ルーバ及び閉鎖装置が閉鎖したことを容易に確認できる場所とすることとでなければならない。~~
~~(b) この時、ルーバは、前(a)に規定する当該手動操作を行う場所において、ルーバが開の状態であるか又は閉の状態であるかが表示されるものとするのでなければならない。~~
~~(c) また、ルーバ及び閉鎖装置は、前(a)に規定する当該手動操作を行う場所以外の離れた場所から閉鎖することができないものとするのでなければならない。~~

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

7 編 船体艤装及びペイント工事

3 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，通風筒及び歩路

3.6 通風筒

3.6.3 閉鎖装置*

-3.を次のように改める。

-3. 非常用発電機室に閉鎖することができる通風用のルーバを取り付ける又は非常用発電機室の通風筒に閉鎖装置を取り付ける場合には、9 編 1.2.5-2.の規定にも適合しなければならない。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.5 機関区域の通風装置*

-2.を次のように改める。

-2. 非常用発電機室に閉鎖することができる通風用のルーバを取り付ける又は場合及び非常用発電機室の通風筒に閉鎖装置を取り付ける場合には、当該ルーバ又は閉鎖装置は、次の(1)から(4)の要件に適合しなければならない。

- (1) ルーバ及び閉鎖装置は、手動操作又は動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるものとして差し支えないが、火災の状態においても操作可能なものとする。
- (2) 手動操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)及び(b)に適合すること。
 - ~~(a)~~ ルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態において常時開放された状態とすることしなければならない。
 - ~~(b)~~ ルーバ及び閉鎖装置の手動操作を行う場所には、操作の手引きとなる情報を記した銘板を備えることなければならない。
- (3) 動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)から(e)に適合すること。
 - ~~(a)~~ ルーバ及び閉鎖装置は、故障した際に開の状態になるものとすることでなければならない。
 - ~~(b)~~ ただし、動力により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態においては閉の状態として差し支えない。
 - ~~(c)~~ また、動力により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、非常用発電機の始動及び作動時に自動的に開の状態になるものとすることでなければならない。
- (4) 閉鎖することができる通風用の開口、ルーバ及び閉鎖装置は、次の(a)から(e)に適合すること。
 - ~~(a)~~ 通風用の開口は、手動操作により閉鎖することができるものとし、当該手動操作を行う場所は、非常用発電機室の外部の安全な場所であって明確に標示され、ルーバ及び閉鎖装置が閉鎖したことを容易に確認できる場所とすることでなければならない。
 - ~~(b)~~ この時、ルーバは、前(a)に規定する当該手動操作を行う場所において、ルーバが開の状態であるか又は閉の状態であるかが表示されるものとすること~~で~~なければならない。
 - ~~(c)~~ また、ルーバ及び閉鎖装置は、前(a)に規定する当該手動操作を行う場所以外の離れた場所から閉鎖することができないものとすること~~しな~~なければならない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

D1 通則

D1.3 機関に対する一般要件

D1.3.5 を削る。

~~D1.3.5 機関区域の通風装置~~

~~規則 D 編 1.3.5.2. にいう「ルーバ」とは、次のいずれかに該当するものをいう。~~

- ~~(1) 手動により操作されるもの~~
- ~~(2) 動力により操作されるもの~~
- ~~(3) 手動により操作される閉鎖用の戸を備える固定式のもの~~
- ~~(4) 自動式の閉鎖用の戸を備える固定式のもの~~

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.5 を削る。

~~1.2.5 機関区域の通風装置~~

~~規則 9 編 1.2.5 2.にいう「ルーバ」とは、次のいずれかに該当するものをいう。~~

- ~~(1) 手動により操作されるもの~~
- ~~(2) 動力により操作されるもの~~
- ~~(3) 手動により操作される閉鎖用の戸を備える固定式のもの~~
- ~~(4) 自動式の閉鎖用の戸を備える固定式のもの~~